



1 東北農政局による「抽出検査」が行われました！

2月9～10日及び2月23～24日に行われた、東北農政局の担当職員による多面的機能支払交付金に係る会計経理の適正化に関する抽出検査（7市町、33組織）において、以下の指導助言がありましたので、交付金の適正な執行をお願いします。

- ① 大量購入で高額になるものは、見積書を徴収する。
- ② 活動記録、金銭出納簿及び通帳との整合性を図り、現金管理はしない。
- ③ 総会の委任出席は、書面で残しておく。
- ④ 持越（繰越）額は、使用目的を明確にし、必要最小限額とする。

2 多面的機能支払交付金の「実績報告」の提出について

平成27年度末を控え、活動の実績とりまとめの時期となりました。

今年度1年間の活動のまとめとして、提出する実施状況報告書ですので、できるだけ早めに作成を進め、総会又は役員会等に諮った上で、**各市町村の提出期限厳守で提出**してください。

また、総会の開催にあたっては、以下について留意してください。

- ① 総会議事録に、出席者数を明記し総会が成立している旨を記載する。
- ② 総会欠席者及び委任状提出者へは、総会資料及び議事録を配布や回覧等で周知を図る。
- ③ 総会では、収支決算の他、年度活動計画や日当等の単価も含め必要な事項をすべて諮り、地域の合意を得て活動を進める。
- ④ 領収書には、日付、宛先（活動組織の正式名称）、内容が正しく記載されているか確認する。

3 「交付金活動支援システム」の改訂版について

平成26年度から開発・運用している「多面的機能支払交付金活動支援システム」については、今年度、①様式等の変更、②農地維持・資源向上（共同）の交付金で長寿命化ができる等、見直しが必要となりシステムの改修を行い配布しておりますが、より良いシステムとするため、再度、**改良した Ver1.3 を同封**しますので、今後ご活用ください。

【主な改良点】

- ① システム起動中の進捗状況を表示（待ち時間のストレス減少）
- ② チェック表（農地維持）及び実施判定理由（農地維持）に選択項目を追加（施設の適正管理など）

※今回の実施状況報告書等の作成にあっては、Ver1.2で作成したもので結構です。

4 外来種「オオハンゴウソウ」の駆除について

近年、北海道・東北地方に広まっている「オオハンゴウソウ」は、北アメリカ原産の外来種です。このことから、外来生物法で特定外来生物に指定されておりますので、駆除にご協力をお願いします。（パンフレットを同封）

なお、農地維持支払交付金では、草刈り活動の一環として、資源向上支払交付金（共同活動）では、施設の軽微な補修の「きめ細やかな雑草対策」や農村環境保全活動の「外来種の駆除」として実施が可能です。

5 対象農用地の減に伴う「交付金の返還」について

多面的機能支払交付金の返還については、対象農用地が減少した場合、**自然災害その他やむを得ない場合を除いては、認定年度に遡って返還**することになります。

返還に当たっては、**①交付金との相殺又は返還**と**②実質的な返還**の2パターンがあります。

① 交付金との相殺又は返還のパターン

対象農用地が**転用等により減少した場合は**、当該返還額を交付金と相殺又は返還することが可能。

② 実質的な返還のパターン

錯誤により減少した場合及び現況地目が異なっていた場合は、そもそも交付対象地として認められないことから、**相殺ができません**ので交付金の返還手続きが必要。

なお、一期対策（H19～23）は既に事業完了しており、二期対策（H24～28）の交付金との相殺はできません。

平成27年度の最終号をお届けするにあたり、活動の実績とりまとめの時期でもあることから、多面的機能支払交付金に係る会計経理の適正化に関する抽出検査での指導事項をお知らせしました。

仮に、目的外や不適正な支出があった場合は、返還していただかなければなりませんので、活動組織においては、公的資金の交付を受けて「多面的機能支払」の活動を行っていることを改めて意識して活動を行ってください。

【お問い合わせ先】 岩手県多面的機能支払推進協議会事務局

（岩手県土地改良事業団体連合会内）

〒020-0866 岩手県盛岡市本宮 2-10-1

TEL 019-631-3207 FAX 019-631-3260】

担当者：竹田、小澤